

『特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局長登録京第1号
登録有効期限平成31年3月30日
公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。
今回、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を下記の通り開催いたしますので、この機会に
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

- 講習日時 平成28年 7月 14日 (木) 8:55~16:10 ※受付8:30~
15日 (金) 9:00~17:15 ※修了試験を含む
※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。
- 講習場所 京都府中小企業会館 (京都市右京区西大路五条下ル)
- 講習科目 ○特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
○作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
○保護具に関する知識【2時間】
○関係法令【2時間】
- 受講資格 満18歳以上の方
- 受講料 8,640円 (8,000+消費税)
(受付後の受講料の返還はいたしませんので、ご了承下さい。)
- テキスト代 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」
1,944円 (消費税込)テキストは、講習会当日にお渡しします。
- 定員 100名 (定員になり次第締め切ります。)
- 受付時間 土・日・祝日・平成28年6/15(水)・7/6(水)・7/12(火)
を除く9:00から16:00まで
- 申込方法 受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。
写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、(縦3cm 横2.4cm)
のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付
できませんのでご注意ください。 ※受付時に写真が用意できない方については、講習会当日
写真撮影承ります。カラー写真8枚撮り頒価500円(消費税込み)
- ※本人、本籍確認のため①~⑤のいずれかを講習開始日に必ずご持参下さい。
①本籍地の記載のある住民票又はパスポート
②各種技能講習の修了証(本籍の記載のあるもの)
③各種免許証(本籍の記載のあるもの)
④運転免許証は、運転免許証交付・更新時にご自分で決めた暗証番号(4桁2種類)を
覚えておられれば機械で本籍を読取ります。
⑤外国人登録証明書又は在留カード

※修了試験終了後、合格者に修了証をお渡ししますので、印鑑をご持参下さい。

- 申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 Tel075-321-2731 Fax075-312-6935
〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館6階